にっぽうニュース

（令和7年9月16日）

① 使用証拠

商標は、どの事業者が提供している商品等かを識別するものなので、使用されるのが原則です。日本は登録主義なので、商標を使用していなくても登録されますが、場合によっては、使用している証拠の提出を求められます。

（1）使用証拠を提出するケース

本当に使用するか疑わしい場合	事業をするのに資格や許可が必要な役務を指定しているが、出願人がそれを備えているか不明なとき
商品等の指定が多い場合	1区分内で指定している商品の数（類似するものは1つとして）が23以上になると、そんな広い範囲で使用するのか疑いを持たれます。
	小売等役務の場合は、それ自体広い範囲に及ぶので、類似しないものを複数指定すると、同様となります。
早期審査を申請する場合	既に使用している商標の審査結果が出るのが遅くなることで影響が出ないように
不使用取消審判を請求された場合	使用されていない商標は、他人が使用する機会を奪うことになるので、審判で取り消すことができます。

（2）使用証拠の例

店舗に陳列された商品の写真（商標を付した商品、店舗名、撮影日、撮影者、撮影場所など）
商品の販売を裏付ける取引書類（商品名、日付、権利者の名称、店舗の所在地など）
ウェブサイトの印刷物（商標、商品、掲載日、印刷日、URL、権利者の名称、住所、商品の価格など）
新聞、雑誌、カタログ、パンフレット、ちらし、テレビCM、インターネット記事、看板、カレンダーなど

※ 単に使用するのではなく、それを証明できるように証拠を残しておくことが重要です。

（3）証拠として認められない（かもしれない）例

登録商標と同一ではなく、類似の商標しか使用していない場合
指定商品・役務と同一ではなく、類似の商品・役務にしか使用していない場合
商標権者または使用権者が使用しているか不明な場合
商標の機能を発揮するような態様で使用されていない場合（販促品は、品物ではなく事業の宣伝）
取引書類に商品名しか記載されておらず、商標を使用していることが不明な場合

※ 単独では証拠として弱くても、組み合わせることで証明できる場合もあります。

（4）商標を使用する意思

まだ使用していなくても、使用する意思があれば良い場合もあります（不使用取消審判を請求されたときは駄目）。

商標の使用を開始する意思	使用する意思があることを書面で宣言する。
事業計画書	事業予定を記載して今後に使用する旨を示す。

こちら特許部

NIPPO（ニッポウ） 日峯国際特許事務所

〒310-0062 茨城県水戸市大町1-2-6 水戸プライムビル3F

ご質問やご相談を承ります。
どうぞ、お気軽にお問い合わせください。

☎ 029-228-5622

✉ info@nippo-patent.jp